

○厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の

給与及び旅費に関する条例 (平成16年4月1日) 条例第7号

改正 平成17年4月1日 条例第4号

平成19年4月1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員の給与、旅費の額及びその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者

(管理者等の給与)

第2条 前条に掲げる職員（以下「管理者等」という。）に対しては、給与を支給しない。

(旅費)

第3条 管理者等が公務を行うため旅行した場合には、別表に定める額を旅費として支給する。ただし、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行の性質上その旅費の支給が不当に旅行の実費を超える支給となる時、又は通常必要としない旅費の支給となる時は、その実費を超える部分又は必要としない部分を支給しないことができる。

(旅費の支給方法)

第4条 管理者等の旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日条例第4号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了する旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月1日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	宿 泊 料 (1夜に つき)	食 卓 料 (1夜に つき)
急行料金 特別車両料金	寝台料金 特別船室料金	実 費	実 費	15,000円	2,500円

備考 鉄道賃及び船賃については、この表に定めるもののほか、一般職の職員の例による。